

土岐市が発注する建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）対象工事の発注から契約までのフロー（電子契約の場合）

①指名通知兼入札要領及び建設リサイクル法対象工事である旨の通知



※対象工事については、指名通知の他「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用について」で対象工事である旨を明示します。

②入札・落札



※設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算・応札してください。

③分別解体等及び再資源化等の計画等の策定



※現地を調査の上、分別解体等の計画を策定してください。

④建設リサイクル法書面を作成し、工事担当課へメールにて提出、説明



※建設リサイクル法第12条関係。様式の定めはありません。参考様式1～4を利用していただいても結構です。

- (1) 工事担当課とメールにて協議。必要に応じて書面の内容を変更
工事担当課との協議結果に基づき、契約書添付様式（別紙1）を作成し、工事担当課へメールにて提出してください。
- (2) 落札から1週間以内に協議が成立しない場合は、「契約書提出の遅延について」（別紙2）を契約係へ提出のこと。



※契約日は原則として落札の日の7日後です。

⑤工事担当課から受領した旨をメールにて確認

⑥契約



工事着手

※契約書の中に契約書添付様式（別紙1）を綴じ込みます。
※政令等に示された手順・方法で分別解体等及び再資源化等を実施してください。

⑦再資源化等の完了後、工事担当課へ書面で報告してください

※建設リサイクル法第18条関係。様式の定めはありません。参考様式5を利用していただいても結構です。

土岐市ホームページ『建設リサイクル法（市関係分）関連様式』からダウンロードしてご利用ください。